

企業が元気！ みんなも元気！



Vol. 12

男女共同参画社会は、一人ひとりがお互いを大切に、性別にかかわらず、個性を輝かせて生き生きと暮らすことのできる社会のことです。職場でも、性別に関係なく生き生きと働くことができる環境をつくるのが、企業の活力や労働者自身の成長につながります。

ハラスメントは個人ではなく、職場全体の問題

セクハラ(セクシャルハラスメント)とは、「相手の意に反する性的な言動」です。拒否により不利益を与える「対価型」と、職場環境を悪化させる「環境型」があり、本人の意図に関わらず受け手の主観が判断基準となります。企業には方針の周知や相談窓口の設置、迅速な事実確認と被害者救済、行為者への厳正な対処が義務付けられています。今回は、このセクハラについて解説します。

これもセクハラ

1. セクハラ判定クイズ

- ✓ 「今日は化粧が濃いね」
- ✓ 「髪型変えた？イケメンに変わったね」
- ✓ 飲み会で「一杯位付き合っていていいでしょう」
- ✓ 若手社員にボディタッチ(親しみを込めて)
- ✓ 場を盛り上げようとひわいな話題を出す



1つでも該当すれば、あなたは要注意！

2. グレーはブラック

「自分は軽い気持ち」でも、相手は傷ついているかもしれません。

「場を盛り上げようとした」、「冗談」「軽い気持ち」でも相手にとっては深刻な問題です。

職場の対策

1. 企業に求められる対策

- ✓ 相談窓口の設置
- ✓ コミュニケーション研修・職場環境改善
- ✓ フリーランス・学生・派遣社員も保護対象
- ✓ カスタマーハラスメント対策も必要！



2. 事業主の対策は義務

「男女雇用機会均等法」で義務付けられています。対策を怠った場合、損害賠償の請求、罰則となる可能性があります。

- 1 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
- 2 必要な体制の整備
- 3 被害者配慮、行為者処分等、再発防止
- 4 プライバシー保護、不利益措置の禁止



ハラスメントを受けたら

- ・「やめてください」と意思表示
- ・社内相談窓口・信頼できる上司へ
- ・外部機関(労働局等)にも相談可能

【県内の公的機関相談先】 平日8:30~17:15 電話、面談

岐阜労働局(雇用環境・均等室)
058-245-8124

岐阜合同庁舎 4階
岐阜市金竜町5丁目13番地

岐阜県庁(労働雇用課)
058-272-8399

岐阜県庁 商工労働部内
岐阜市藪田南2丁目1番1号



育児・介護休業法が改正・施行されています！

～すべての人が希望する働き方を選択できる社会の実現を目指して～



育児や介護と仕事の両立を支える制度が改正され、令和7年度の段階的施行を経て、現在はすべての新制度が運用されています。ご自身やご家族の働き方、職場の環境を改めてチェックしてみましょう。

■ 3歳から小学校就学前の子を持つ方への「柔軟な働き方」

事業主は以下の5つの措置から2つ以上を導入し、労働者の中から1つを選択して利用できる仕組みが義務化されています。選択したことを理由に、不利益な取り扱いをすることは禁止されています。

今回の育児・介護休業法改正は、「働き続ける」を支える制度づくりが目的です。
詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。



選択できる措置	内容の概要
1. 始業時刻等の変更	時差出勤・フレックスタイム
2. テレワーク等	在宅勤務(月10日以上)
3. 保育施設の設置等	事業内保育所の利用・補助
4. 養育両立支援休暇	休暇の付与(年10日以上)
5. 短時間勤務制度	勤務時間の短縮



■ 両立を支える充実したサポート制度

令和7年4月および10月の改正により、以下の制度が現在の標準になっています。

✓子の看護等休暇の拡大

対象となる子の範囲が「小学校3年生まで」に延長され、式典や学級閉鎖でも取得できるようになりました。

✓残業免除(所定外労働の制限)

これまでの「3歳未満」から「小学校就学前」の子を育てる労働者まで対象が広がっています。

✓個別の意向聴取・配慮の義務化

事業主には「妊娠・出産の申出時」および「子が3歳になる前」の2回、柔軟な働き方を実現するための面談、個別の意向の聴取が義務付けられています。また、就業開始する際、労働者から申し出があった際も意向を確認することが望ましいとされています。

✓育児休業取得状況の公表

公表義務の対象が、これまでの従業員数1,000人超から、300人超の企業まで拡大されました。

✓介護離職防止の取り組み

介護に直面した従業員が仕事を辞めずに済むよう、雇用環境の整備が事業主の義務となりました。

誰もが輝く企業をバックアップするため、企業アンケートを実施します

深刻な人手不足の中、「女性の活躍」や「ワークライフバランスの充実」は、人材確保と事業継続のための必須条件になりつつあります。企業アンケートを実施し、職場の現状を教えていただくことで、市としてどのようなバックアップが必要かを明確にすることができます。同時に、市民1,000名に対しても「男女共同参画・ジェンダー平等に関する市民意識調査」を実施します。

対象：市内に事業所を有する1,000事業所(無記名回答)

送付時期：7月上旬(調査対象事業所に調査票が届きます)

調査基準日：令和8年8月1日(一部令和8年4月1日)

回答方法：二次元コードによるオンライン回答、または同封する返信用封筒にて返送



編集・発行：多治見市環境文化部くらし人権課

〒507-8703 岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地
TEL:0572-22-1128(直通) FAX:0572-25-7233
E-mail: kurashi-jinken@city.tajimi.lg.jp

令和8年3月発行